

第2回宇美町行政改革推進委員会 議事概要

1 開催日時 平成30年8月29日(水) 15時30分から

2 会場 宇美町役場 1階 第一応接室

3 出席者

○行政改革推進委員会委員(順不同)

嶋田暁文委員、尾方伸一委員、金子辰美委員、合屋昭輝委員、安河内毅委員、
吉留節子委員

○事務局(政策経営課)

工藤課長、水野課長補佐、藤崎係長

4 議事概要

(1)会長あいさつ

(2)宇美町補助金の適正化ガイドライン(案)について

※「1 本ガイドラインの位置づけ」から「4 補助金の制度設計」まで

○委員の意見

【1 本ガイドラインの位置づけ】

- ・本ガイドラインは「交付金」を対象としないとしているが、対象としたほうが良い。

【2 補助金とは何か】

- ・「(2)補助金の体系別の考え方」の「ア 運営費補助金」について、「運営費補助金とは、団体等の存続・運営のために交付する補助金で、使途が限定されていないものを言います。」との記載があるが、使途を限定することによって補助金の適正化を図る必要があるため、「使途が限定されていないもの」という記載を削除したほうが良い。
- ・「扶助的補助金」は事業費補助金のカテゴリーから分け、別カテゴリーとして示したほうが良い。

【3 補助金適正化に向けた方針】

- ・方針の③に「補助金交付先が限定・固定化されないようにします。」とあるが、適正な審査の結果、特定の団体が継続的に補助金交付を受けることはありうる。そのことが悪いことであるにとらえられる表現は好ましくない。適正・公正な補助金制度の運用により交付先が選定されるという表現にしたほうが良い。

【4 補助金の制度設計】

- ・補助金の制度設計と補助金制度の運用に関する内容が混在しているため、整理したほうが良い。
- ・「(1)補助金の基本的な考え方」を「(1)制度設計の基本的な考え方」に変更したほうが良い。
- ・「(1)補助金の基本的な考え方」の「ア 公益性の確認」に「町の内部的な行為により検証される」との記載があるが、表現に違和感があるため、記載内容を再考していただきたい。
- ・「(1)補助金の基本的な考え方」の「イ 適格性の確認」の記載に、補助金の使途が適正であるかという視点として「過度な繰越金がないか」とあるが、すべての繰越金がだめなわけではなく、繰越の理由等を踏まえて考え方を整理し、示したほうが良い。
- ・「(2)補助の目的の明確化」は「(1)制度設計の基本的な考え方」に入れ込んだほうが良い。
- ・「(5)単価を積算根拠とする補助金について」「(6)上乗せ補助等について」「(7)少額補助について」「(8)全額補助について」については、「特定の補助金類型に対する考え方」として取りまとめたほうが良い。
- ・「(3)補助対象経費について」の「ウ 食糧費」について、常識の範囲内であれば団体等の構成員に対する「食糧費」を補助対象経費と認めて良いのではないかと。また、「補助対象経費として認められる食糧費の例」が示されているが、認められないものを例として記載したほうが良い。
- ・「(3)補助対象経費について」の「オ その他の経費」において、補助対象事業の実施と直接関係がないと考えられる経費の例として「総会費」「会議費」が挙げられているが、活動の活性化のためには必要な経費であると考えられる。
- ・「(11)終期の設定について」に「補助金の交付に当たっては、団体等に目標となる成果の指標を設定させるとともに」との記載があるが、「上から目線」で失礼な

表現に感じるため、記載内容を再考していただきたい。

(3)その他

○行政が本来行うべき事業を外部団体等に補助金として交付し、実施しているものがあるが、こういった事業は委託事業として整理すべきである。